

【別紙 1】

新型コロナウイルス感染拡大防止にむけた

緊急総合対策

～「経済対策」及び「暮らし対策」の骨子～

【経済対策】

新型コロナウイルスの感染拡大により多大な影響を受けている菊池市内の中小・小規模事業者の事業継続を支援することにより、地域経済を下支えする。

○菊池市観光事業継続支援金（予算：14,600千円）

菊池市内の旅館・ホテル、貸切バス事業者の事業継続を支援する。

（対象者）

- ・旅館業法の営業許可を有する事業者（簡易宿所を除く）
- ・貸切バス事業者

（主な要件）

- ・菊池市内に所在し、今後も事業継続の意思を有すること。
- ・令和2年4月1日から5月31日までの期間（ゴールデンウィークを含む）に30日以上以上の休業を行う事業者。
- ・市税に未納がないこと。（新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものは除く。）

（支援内容）

- ・部屋数やバス台数等に応じて支援金を支給。ただし、1社当たりの上限額は100万円。

○菊池市飲食事業継続支援金（予算：40,000千円）

菊池市内の飲食事業者の事業継続を支援する。

（対象者）

- ・飲食業を営む中小・小規模事業者及び個人事業者。

（主な要件）

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、1ヶ月の売上げが前年同月比30%以上減少していること。（創業後1年未満の事業者については別途特例あり。）
- ・法人にあつては本店所在地が菊池市であること。個人事業者にあつては代表者住所が菊池市内であること。
- ・今後も事業継続の意思を有すること。
- ・市税に未納がないこと（新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、徴収が

猶予されているものは除く。)

(支援内容)

- ・ 1事業者につき20万円の支援金を支給。

○菊池市小規模事業者持続化補助金（予算：20,000千円）

菊池市内の小規模な商工事業者の販路開拓等を支援する。

(対象者)

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響克服に向け、新たな販路開拓等に
取り組む小規模事業者（宿泊業、貸切バス業、飲食業を除く）。

(主な要件)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、1ヶ月の売上げが前年
同月比30%以上減少していること。（創業後1年未満の事業者につ
いては別途特例あり。）
- ・ 法人にあっては本店所在地が菊池市であること。個人事業者にあって
は代表者住所が菊池市内であること。
- ・ 事業計画書等を作成し、補助金受給後も事業継続の意思を有すること。
- ・ 市税に未納がないこと（新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、徴収が
猶予されているものは除く。）

(補助内容)

- ・ 1事業者につき最大20万円（補助率10/10）を補助。

【くらし対策】

子どもの保育のため仕事を休むことによる所得の減少や、学校の休業により
子どもの食費や生活費の増加など家計圧迫の影響をより大きく受けているひと
り親家庭等のくらしを支援する。

○児童扶養手当特別給付金（予算：17,000千円）

ひとり親家庭等の子育て世帯に対する生活支援。

(対象者)

- ・ 令和2年4月分の児童扶養手当を菊池市で受給している方。

(対象児童)

- ・ 支給対象者に支給される令和2年4月分の児童扶養手当に係る児童。

(支援内容)

- ・ 対象児童1名につき2万円を支給。

【別紙 2】

【その他の対策】

○市役所職員の分散勤務について

市役所庁内における新型コロナウイルス感染拡大を防ぎ、市民サービスの継続を図ることを目的に、執務室内の密集、密接を避けるため、「分散勤務」及び「土日を含めた勤務調整」を実施。また、「在宅勤務（テレワーク）」を準備中。これらの取り組みにより、職員数密度の5割以上の削減を目指す。

「分散勤務」

庁舎会議室や休館している中央公民館等を活用し、職員を分散して業務を実施。

「勤務調整」

平日の勤務を土日（閉庁日）にも割り振ることで、職員の分散業務を実施。ただし、これまで同様に土日及び祝日は閉庁のままとする。